

レコード輸入権に関する意見交換会

2003年12月5日
全国消費者団体連絡会

※敬称略

磯辺(司会) 私は本日の司会を務めさせていただきます全国消団連の磯辺と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、まず冒頭の開会の挨拶ということで、全国消団連事務局長の神田敏子より申し上げます。

神田 本日は本当にたくさんの皆様においでいただきまして、ありがとうございます。私ども全国消団連では、このレコード輸入権の問題につきまして11月12日に、きょうのレジュメに添付していますけれども、意見書を出しました。

あとで中身につきましてはまたご報告させていただきますけれども、消費者利益の視点を含めて、総合的に検討してほしいということ。それから、再販制度の適用をされているわけですから、そのうえにレコード輸入権ということになりますと、消費者利益を著しく脅かすといひましようか、奪うのではないかということ。それから性急に結論を出すのではなくて、広く国民に意見を聞いていただくことも申し上げました。

そういうことに対しまして、レコード協会のほうから詳しく説明をしたい、そういう場を設けてほしいということで申し入れがございまして、きょうのような場を設定したところであります。

きょうは、名簿も配布していると思いますが、日本レコード協会から依田会長さん、生野常務さん、高杉法務部長さん、それから日本音楽著作権協会から加藤常務さんにおいでいただいています。そのほか、たくさんの関係者においでいただいています。ありがとうございます。

今は「消費者の視点で」とか、「消費者の利益で」と、そういう視点で考えるということが常識になってきていると思っております、このレコード輸入権の問題についてもそういった考え方をしてほしいと思っております。きょうはぜひ双方、いろいろな立場から意見を十分出し合っていていただいて、充実したものにしていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

磯辺 本来であれば、ご参加の皆様から自己紹介等をお願いするべきところですが、時間の関係もございまして、配布させていただきました出席者名簿をもちまして簡単なご紹介ということにさせていただきます。ご了承くださいませ。

それでは続きまして、日本レコード協会の依田会長様からご挨拶をいただき、生野常務理事からご説明をいただきたいと思ひます。

依田 本日は非常にお忙しいなか、また雨のなかをご参集いただきましてありがとうございます。

ございます。また本日は、経済産業省、文化庁、そしてまた公正取引委員会からも課長さんクラスの、常に我々を指導し、いろいろ助言されています皆様方も同席ということで、こういう機会を持てたことを大変うれしく思っています。

全国消団連の神田事務局長さんの今のお話のとおり、私どもとしましてもただの一度も消費者利益を度外視して業界エゴのためにものを進めるということは極力ないように誠心誠意やっけてまいりました。日本レコード協会も創立 60 周年を迎える社団法人でございまして、我々も直接のお客様である消費者の皆さんの利害を無視してものを進められるとはまったく思いません。

そういう意味では公正取引委員会のほうからもいろいろとご指摘も受けていますが、何としてもこれは現在の日本の国家戦略としての知財戦略、この国際化をどうするかということで、実は私もはばかりながらその専門調査会委員に任命されておまして、あるいはまた文化庁の著作権分科会等にも出席させていただいております。

あるいは産業側からは、経団連のエンターテインメント・コンテンツ産業部会の部会長も仰せつかりまして、いわゆる作り手と、そしてまたもちろん消費者の皆様のことも考えながら、しかしこの音楽産業をどうするんだというその 1 点で、何としてもここは皆様のご理解を賜りたいと思っています。

きょうはどんなご質問でも、私どもレコード協会としてお答えできることは極力お答えしたい。当然、レコードメーカー各社マターについてはお答えできませんが、独禁法の問題もございますので、私どもとして、レコード協会としてこの問題が本当に皆様のご理解を得てスムーズに導入されて、ゆくゆくはきちんと日本のレコード産業、音楽産業が世界に向けて自立できる。そしてそれが結果的に消費者の皆様方に必ず利益分配といいましょうか、消費者還元ができるように我々は頑張りたいと思っています。

ちなみに、いま日本のコンテンツの輸出入の状況を見ますと、レコード産業は一昨年の実績で 29 億円の輸出をしていますが、輸入が 250 億円ということで、はっきり申し上げて輸入超過の状態ということでもあります。

しかし、東南アジアをはじめとして、日本のポップカルチャーに非常に多くの期待をされていることも事実ですが、正式なきちんとした展開ができない、そういう手足を縛られた状態であるという点。それから中国、韓国等、教科書問題、靖国神社問題等でいろいろな政治問題、経済問題があつたりしますが、やはり我々の日本の音楽、映像を愛する若い人たちは日本に対する好感度も非常に上がっているという調査もございます。

そんなことで私どもとしましては、決して産業論だけではなくて、文化論も踏まえて、そして消費者利益を考えながら、きちんと今後とも誠心誠意やらさせていただきますので、そのへんだけは最初に私のほうから、ぜひご理解賜りたいということで紹介しました。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、私どもの常務理事で担当でございます生野のほうから、まず私どものポイントをご説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

生野 説明をさせていただきます。先ほど依田会長のほうから話がありましたとおり、日本も政府レベルで、これまでのものづくり中心の国家から、知財立国へ向けて大きくかじを切ったと思います。

昨年来、知的財産戦略会議が発足し、基本法ができて、そのあと知的財産戦略本部ができて、今年の7月には知的財産推進計画、具体的な施策270項目が発表されました。そのなかでもコンテンツの飛躍的拡大という項目で、約50項目の施策が網羅されています。そのなかで、特に海外展開、日本の産業が元気になって国富を増大するためには、ぜひ積極的な海外展開が必要であるということが示されています。

音楽産業におきましても、先ほど依田会長からありましたとおり、非常に内向きなビジネス、日本国内だけをマーケットとしてビジネスを行っていたというところから、ぜひ海外へ積極的に展開していきたいという考えがございます。そのために支障がある部分に関しては、ぜひ是正をしていただきたい、法的な担保をぜひつくっていただきたいというのが今回の趣旨でございます。

資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思います。まず、1枚めくっていただいて、1ページ目です。ここで問題の所在と日本レコード協会の要望が整理されています。

2ページ目をご覧ください。現在、アジア諸国におきまして、日本の音楽が非常に人気が高まっています。左方の欄に、浜崎あゆみ、GLAY、V6と、こういった日本のビッグアーティストが中国あるいは韓国でコンサートを行い、これだけの動員ができているということが見て取れるかと思えます。

右方の欄に日本音楽情報センターの開設というのがあります。これは平成5年からPROMIC、音楽産業文化振興財団という団体があるわけですが、ここが中国、韓国にレコード、あるいはビデオの視聴覚設備をつくりまして、日本音楽の普及活動を地道にやっているという、そういった下地がこの左方の欄の中国あるいは韓国での日本人アーティストのコンサートの大量動員というところに結びついているわけです。アジアにおいては、こ

れだけ日本音楽熱が高まっているという下地がまずございます。

前のページに戻っていただきまして、背景というところに書いていますが、アジアにおいて日本に対しての親近感がある。来年の1月から、報道で皆さんご存じのとおり、韓国において第4次日本大衆文化開放が行われ、やっと日本語のCDが解禁、発売可能になるということです。韓国は、アジアにおいて日本に次ぐ第2位の音楽マーケットです。

また、中長期的には中国といった13億の民を抱える大きな国、現在は非常に海賊版の多い国ではありますが、WTOの加盟等によって、今後当然のことながら著作権制度が浸透していくという非常に大きなマーケットが目の前に控えているわけです。現在も、ある程度は商品を海外ライセンスというかたちでやっているんですが、来年以降に関しては非常に大きなマーケットが目の前に開かれている。そういった状況、背景がございます。

ただ、現時点において、法的な担保がない、「日本販売禁止レコード」の還流防止、いわゆるレコード輸入権といった措置が講じられないままにどんどん展開していきますと、当然のことながら日本とアジア諸国とは生活水準、物価水準、ユーザーの購買力が違います。そのアジアでライセンス製造された、プレスして販売された商品が日本に大量に還流してくるというところで、国内商品とアジアから入ってくる商品との衝突、バッティングが起きてまして、日本のレコード産業が壊滅的な影響を受ける可能性がある。そういった問題の所在がございます。

よって、その要望のところに結びつくわけですが、日本のレコード会社が中国、韓国、台湾とかそういった現地のレコード会社にライセンスして、現地で作られたCDが日本に還流してくる、そういったことを防止する措置をぜひ講じていただきたいというのが日本レコード協会の要望です。

我々が要望している権利、措置に関しましては、すべての輸入CDに関して止めるということではありません。ただし書きの①、②で書いていますとおり、あくまでもCD等のパッケージに限定したものであって、たとえば携帯電話のなかに音が入っていると、パソコンのなかに音が入っていると、そういった工業製品的なものに関してはいっさい止める考えはございません。

それから②として、海外に行ってお土産で買って来たCD、これを止めることも考えていません。

あわせて、日本の販売店、レコード店におきましては、欧米からの輸入盤というのは非常に売れているわけですが、こういったものに関しても止めることは考えていません。現

在の欧米からの並行輸入盤に関しては、現行のビジネススキームというのは維持したかたちで、極力ユーザーの皆さん、販売店の皆様に影響を与えないようなかたちでの制度創設を考え、要望しているわけです。

2 ページ目は先ほどご説明しましたので飛ばします。3 ページ目をご覧ください。「予測される日本音楽の需要と還流量」ということです。現在、日本のレコード会社がアジア各国のレコード会社にライセンスして現地でプレスされて販売されているCD等のレコードは、昨年の実績においては465万枚でございます。

これが5年後、10年後におきましては、三菱総研等の調査会社に調べてもらったデータですが、2007年においては現行の465万枚が1623万枚になるだろう。2012年、10年後においては、約7100万枚になるだろう。そのなかでも特に中国における販売枚数が急激に伸びるということが見込まれています。

これは潜在的な需要でして、現行の措置のまま、法制度の担保がないままに商品がどんどんライセンスして販売されますと、当然還流という問題が起こってきます。現状のところでは還流の枚数が68万枚でございますが、ライセンス製造された465万枚に対して約15%、CDに関しては18%の商品が還流している。現行の還流率をベースに計算いたしますと、2007年、右側の表の下の欄をご覧ください。約244万枚が還流するであろう。2012年に至っては、これが1265万枚までに至るだろうというように見込まれるわけです。

左下のグラフにありますとおり、昨年度は日本国内において邦楽のアルバムが約1億6900万枚製造されています。これが2007年、2012年と、その還流量が現行の国内ビジネスに与える影響は非常に大きくなる。単に還流した商品の数量分がマイナスになるだけでなく、価格への信頼性とかそういったものが失われて大きな影響が及ぶということで、このままでいきますと、国内音楽産業の衰退につながると我々は考えるわけです。

一番右の欄をご覧ください。還流盤との圧倒的な価格差ということで、中国のレコード価格がここに書かれています。現行、2002年におきましては238円。これは中国のマーケットはカセットが非常にシェアが高いということで、カセットが現行120円ぐらいです。CDはもっと高く、500円から800円ぐらいのレベルなんです。これが2007年、2012年でもこのぐらいの価格で推移するであろう。この価格の商品が大量に還流してきた場合、我々の企業努力のレベルではとても追いつかないということになります。

次のページです。よく、レコードと工業製品とどう違うかということが指摘されます。基本的にはコスト構成比をご覧ください。とおわかりになるとおり、工業製品に関しては販売

価格のなかに占める製造コストが非常に高い。ソフト、コンテンツと比べて非常に高いということが言えるかと思います。

一番下の欄にも書いていますが、では高い製造コストを安くするために海外製造というのは考えられるわけですが、右方の国内レコードの欄でおわかりのとおり、レコードに関しては価格のなかで製造コストが占める割合は非常に小さい。ここに7%と書いてありますが、この分、特にCD本体に関しては100円以下、何十円というコストでできるわけです。

これは日本で製造しても中国やほかのアジア諸国で製造してもほとんど変わらないという状況で、価格構成のなかで印税、制作費の占めるシェアが非常に高いということです。よって、それぞれの国において、レコードの販売価格はその国の購買力、所得水準等によって非常に変わってくるというのがここでおわかりになると思います。

5ページ目を開けてください。「国内商品と還流商品」ということで、上の欄がライセンス商品、海外でプレスされて日本に入ってきた商品です。下のほうが、国内のレコード会社が発売した商品です。モーニング娘、スピッツという商品で比較してありますが、日本の消費者と同様に、アジアの消費者、ユーザーもオリジナル商品を好むということで、外見上は何ら日本の商品とアジアで製造された商品は変わらないということが見て取れるかと思います。

次のページです。「還流の原因」、これは当然のことながらその内外価格差で生じるわけです。「CDの価格は各国の経済水準とリンクしている」とございますが、日本とその他アジア各国の差をここでご覧になっていただきたいと思います。

国民一人あたりのGDP、日本は当然のことながら一番高いわけですが、中国との比較におきまして、中国は日本の約40分の1というレベルです。よって、CDの小売価格も日本では2500円から3000円というレベル。これはJポップを中心としたオリジナルアルバムという商品を特定していますが、これが中国にいたってはCDは550円から850円ということで、日本の価格の3分の1から5分の1の価格です。こういった中国で作られた非常に安い商品が日本に還流してくるという問題です。

中国に関しましては、下の参考というところで海賊版の販売価格がございますが、150円で、GDPの比較でもわかりますように、中国のユーザーはなかなか正規商品が買えないということで、現行全体の音楽市場のなかで9割が海賊版という実態のとおり、現行の550円から850円の価格でも買えない。

今後中国においてマーケティングをしていく場合は、その海賊版にも対抗し得る価格の商品の流通というのが非常に重要で、その場合はたとえば150円の海賊版に対抗するためには、300円といった商品で提供する。それが、また国内に還流するという問題があるわけですね。

還流の原因はこういった内外価格差ということなんですが、いろいろなコンテンツのなかで、なぜレコードなのかということです。これは一つは、レコードは音そのものに関しては、たとえば中国、韓国で発売したとしても、言葉の障壁があれば還流の歯止めになるんですが、日本で浜崎あゆみが曲を歌ってCDを出す。それを韓国で発売する場合、当然のことながらまったく同じ音源を使って発売されるわけです。

これが映画であれば、当然吹き替えとか字幕を入れるとか、いろいろローカライゼーションがあるわけですが、CD、レコードの場合はそういったものが何もない、言葉のバリア、障壁がまったくないということで、日本に海外で製造されたものが戻ってきても、まったく日本の商品と同一というかたちで通用する。そういう性格がまずございます。

それと、最近ではDVDビデオといったものに関しては、リージョンコードによって地域ごとに再生できる、できないという技術的保護手段が利用されるわけですが、CDに関しては世界でどこでも聞けるといった技術的な問題、リージョンコードが施せないといった問題があるわけですね。

次のページです。昨年度465万枚ライセンス製造されていますが、還流を防止するために、レコード会社もいろいろ努力をしています。たとえば①でありますとおり、販売地域の限定。当然のことながらライセンス契約のなかで、日本のレコード会社がたとえば中国、韓国、台湾のレコード会社と契約をする場合、その国だけの販売を許諾するといった契約を行って、かつ商品上に当該国の発売のみ許諾、日本での販売禁止という表示を行っています。

それから各国で製造する場合は、どうしてもそのアーティストパワーよりも多い製造数量を作ってしまうと当然還流という問題が起きますので、それぞれのアーティスト、作品ごとにどのくらい作っているのかチェックをしております。多い場合に関しては、ちょっと多すぎるのではないかと、そこらへんのチェックも入れて還流への対応を行っています。

あるいは③にありますように、発売日の調整。日本の発売よりも2週間から1カ月くらい遅らせる。これは本来の姿ではございません。日本と同時発売が当然望ましいわけですね。

が、やむを得ず還流の問題があるために2週間から1カ月遅らせるという努力もメーカーのほうで行っている次第です。

8 ページ目です。「レコードの還流防止措置の導入状況」ということで、全世界で現在65カ国で導入済みです。レコード産業に関しましてはアメリカが世界第1位ということで、93%はアメリカの音源が占めている。そして黄色い部分は外国の音源が販売されていて、7%です。当然、アメリカが輸出を行う場合、還流防止のためにこういったレコードの還流防止措置の法律を導入している。EUに関しても同様です。

オーストラリアは、そのなかでも輸入が多いということで、現在還流防止措置は導入されていませんが、世界のレコード売り上げ上位10カ国のうち、還流防止措置を導入していない国は日本、オーストラリア、メキシコだけということです。

9 ページ目です。「レコードと再販売価格維持制度」ということですが、再販売価格をいまレコードに関しては適用していますが、2年間の時限再販というなかで、現在これを4分の1の期間、6カ月に向けてレコード会社は努力しています。こういった再販売価格維持制度によって、左下の音楽関係者への適正な収益の確保といったことも可能になって、いわゆる音楽創造のサイクルが円滑に循環していくということが言えるかと思います。

シングル、洋楽に関してはほとんど6カ月に近くなっているわけですが、邦楽のアルバムも現在4割までに至っている。来年には大部分が6カ月以内になるだろうということが考えられます。6カ月を過ぎたものに関しては、お店におけるディスカウントセールや何かこういったかたちで実施されて、再販売価格維持制度がありながら、弾力的な運用を進めているということです。

最後のページですが、「再販売価格の多様性」ということで、平均価格は現在税抜きで2315円ということで、2499円以下の商品もこれだけのシェアを占めて、バラエティに富んでいる。ここらへんで価格の多様性ということでの努力をぜひお読み取っていただきたいと思います。

最後に、添付資料で価格分布表という資料がお手元にあると思いますが、これはある大手のレコード会社で、今年の11月、12月においてこれだけの広い価格帯の商品をリリースしているということです。

駆け足でしたが、私の説明は以上です。ありがとうございました。

磯辺 ありがとうございました。

皆さん、ご質問もあるかと思いますが、式次第どおり、このあと消費者団体から

の意見書の内容の簡単な説明と、この間審議会のほうで対応されている日本生協連小熊さんのほうから簡単な経過報告をそれぞれ10分ほど取りまして、それから休憩をはさんで質問をいただきたくということで進めたいと思いますので、質問の内容をお忘れにならないようにメモでしておいていただければと思います。

それでは、続きまして全国消団連の事務局の関根のほうから消団連の意見書の説明をさせていただきます。

関根 きょうのスケジュール表のところにA4が1枚ホチキスで留めてありますので、ご覧になってください。これは11月12日に全国消団連として出している意見書です。

現在、市場に出回っている音楽用CDなどについては、消費者は適正な価格であるという認識は持っておりません。高いという印象を持っているわけです。これは再販売価格契約維持制度により、公正な市場競争がされていない結果なのではないかと考えております。

1998年1月に公正取引委員会の研究会でまとめられた「著作物再販適用除外制度の取り扱いについて」においても、「音楽用CD等」については「諸外国の動向をみても、音楽用CD等に再販制度を認めている国は存在せず、音楽用CD等の再販制度を廃止した場合に、我が国で特に問題が生じるとはいえないと考えられる」とされています。

このような世界に例をみない音楽用CD等の再販制度が維持されたまま、レコード輸入権を創設することは、輸入による価格競争さえなくなることから、日本の消費者利益を著しく侵害するものといわざるを得ないという立場で、以下2点の意見を申し上げます。

一つは、「レコード輸入権」の検討については、音楽用CD等に対する再販制度の問題を含めて、公正な市場を形成するという視点を踏まえた論議を行うべきであり、性急に結論を出すことに反対します。

もう一つです。「知的財産推進計画」に定められているように、「消費者利益等の観点を含めて総合的に検討」することが必要であり、そのことを担保するために、内閣府・国民生活局や公正取引委員会などを含む関係省庁で協議の上、消費者団体を含む幅広い関係者・学識者が参加する「総合的な検討の場」をあらためて設置することを求めます。以上です。

磯辺 続きまして、日本生協連政策企画部長の小熊さんのほうからお願いします。

小熊 私がなぜこの場で報告するかという関係で言いますと、実はこのテーマの検討をしている文化庁に設けられている著作権分科会、正式名称は「文化審議会著作権分科会」に消費者代表の委員として参加している関係からです。

とりあえず消費者の立場から、この間かかわってまいりまして、その立場からの経過報告です。ですから、本日は文化庁の事務局にもお越しいただいていますし、日本レコード協会さんもお越しいただいていますので、もし一方的な経過報告であるというご批判があれば、後半いただければと思っています。それも踏まえて、全体して理解が深まればと思っています。

お手元に資料を3点ご用意させていただきました。一つは「レコード輸入権問題について」ということで、私の名前が表についているものがレジュメです。それとは別に、別冊資料1、別冊資料2というのをご用意させていただいています。これは折にふれて活用してご報告させていただきたいと思います。

最初に検討経過のアウトラインですが、先ほど日本レコード協会の生野さんからご報告がありましたように、そもそもは知的財産推進計画のなかで、このテーマについて課題設定がされています。それにつきましては別冊資料集の2をご覧ください。2ページ目から本年7月8日に出されました知的財産推進計画の関連するページだけをコピーしました。

4ページ目のところにレコード輸入権ということ（文部科学省）とあります。文化庁は文部科学省の下にある役所だと思いますから、そういう関係だと思いますけれども、その審議会で論議されています。そのようなことで、この問題の「是非について、関係者間で協議が進められているが、関係者間協議の合意を得て、消費者利益等の観点を含めて総合的に検討を行い、2004年度以降必要に応じ著作権法の改正案を国会に提出する」と定められています。

関連しまして、その前の3ページ目に付けましたのは、そもそもこの推進計画そのものが総論として、単に著作権問題だけ、あるいは知的財産だけに目を及ぼして、それで結論を得るのではなくて、他の関連事項についても留意をすべきしていることに注意してほしいからです。特に3ページ目のところでは（4）で「競争政策の重要性と表現の自由などの重視」ということで、こういった点も目配りをしながら結論を得るよという趣旨で出されています。

こうしたことから、先ほど言いましたように文化審議会著作権分科会、これはもともと著作権審議会とあっていて、省庁再編の際に合体させて文化審議会の下に置きましたので、事実上は著作権分科会が自立的に決定できるようになっていますが、そこで検討されることになったという経過です。

その経過を踏まえて、この分科会の下には五つの小委員会がございまして、私は著作権

教育小委員会という委員会の委員をしています、このテーマについては法制にかかわる問題だからということで、法制問題小委員会という委員会で審議をし、その結論を得て、著作権分科会で審議をし、結論を得るという段取りと理解をしています。

一昨日、この小委員会の最終回が行われまして、きのうの夜1時44分に私のところにメールが入りましたけれども、最終報告書がまとめられ、来週月曜日午前10時半からこの著作権分科会が行われるという予定になっています。

ここでちょっと蛇足で付け加えますと、皆さんここにいらっしゃる方の多くは、この小委員会なり、あるいは著作権分科会自体も傍聴ができません。一般的な傍聴は認めていません。それから、文化庁のホームページを見ましても、会議案内が出ていません。ですから、先日マスコミの方から取材を受けましたときに、そういう会議はいつあるかわからないとマスコミの方から言われたのですが、会議そのものがいつ開催されるかという案内もされていないという審議会です。

また、審議経過の報告についても、議事要旨は報告されますが、極めて遅い。1カ月、2カ月たってからホームページにアップされる。私はいくつかの政府の審議会にかかわっていますけれども、そういう特徴のある審議会でございます。この審議会で3年間委員をさせていただいていまして、何度もこのことについて改善するよう問題提起をさせていただいていますが、いまだにそのことについては何ら対応されず、そうした状況が続いているというのが現状です。

この著作権分科会小委員会の経過につきましては、別冊資料集1に、第6回の法制問題小委員会からの資料の抜粋と、最終結論を得た第8回法制問題小委員会からの抜粋の資料を関連するところを添付させていただいています。

別冊資料の2ページ目に、これは集中的に議論が行われた第6回のときに、それぞれの関連当事者がどういった主張を持っているかということを示す上で適切と思ひまして、資料添付をさせていただきました。

あとで触れますが、ご注目いただきたいのは3ページ目のいまの生野さんの説明資料のタイトルが、「レコード輸入権に関する関係者との協議状況について」となっているところです。この段階で、日本経団連あるいはレコード店等の流通関係者、公正取引委員会との協議状況についてご報告がされています。日本レコード協会さんの主張の中身は、先ほどご報告がありましたので割愛をさせていただきます。

そしてこのときには、レコード協会さんと経団連、それから私と東京大学の白石先生、

競争政策のご専門とうかがっていますが、この4人が報告をさせていただいています。そのときに日本経団連がお配りした資料が、この資料の8ページにあります。「音楽CD等の還流問題に関する考え方」ということで出ています。

もともと日本経団連はこの件について反対をしてきた経過があるわけですが、やむを得ないと思うということで、かなりの条件を付けられて消極的賛成といいますか、同意をしているということは、この文章からも多く読み取れるのではないかと考えています。

それから11ページからですが、これがそのときに呼ばれて私が配布をさせていただいた資料で、この資料は先ほど紹介がありました全国消団連の関根さんの報告の趣旨を踏まえて、消費者の立場から議論に参加したいということです。とりわけこの時に、ここに書いておりませんが、口頭にて関係者間協議という枠組みに消費者団体を加えてほしいという要望をさせていただいております。

それから関連して14ページのところに、日本弁護士連合会、日弁連さんがこのテーマに関連して、これはきょう内閣官房の甲野さんにお越しいただいておりますけれども、このところでレコード輸入権だけではなくて、総合的なコンテンツビジネス振興に係る課題全体についてパブリックコメントをかけたときに日弁連さんが出された意見書であります。レコード輸入権に関しては、14ページの下、「反対する項目」というところに書いてありますので、ご参照いただけたらと思います。

第6回、第7回、第8回の3回の小委員会につきましては、消費者団体の代表がこの審議会には一人もいませんので、協力要請、いわばオブザーバー的な位置付けだと理解していますけれども、私が参加をし、そこで意見を申し上げているという状況です。

19ページに先日行われました第8回の審議会資料のコピーを入れておきましたが、20ページからがそのときに文化庁事務局より配布された資料です。きのうの夜いただいたもので、若干細かなところで修正があるとうかがっていますので、本日配布したものは、最終結論の資料としてはお取り扱いいただかないようにご注意をお願いしたいと思います。

とりわけ31ページの一番最後の、きょうもすでに話題に上っていますが、再販制度との関係について。これは著作権側の委員からこの表現についての修正案が出されてきて、これもあれこれ意見が出たんですが、最終的な文章のなかでは一番最後の「別途の場において議論する必要があるものと考えられる」というところの表現が、たしか「議論することが適当である」でしたか、何かそんな表現に変わるということです。

これが審議経過でございまして、先ほど言いましたように、来週月曜日に分科会の本体の委員会がありまして、私と先ほどご挨拶された依田会長がその分科会の委員ということで、舞台からそちらに移るという段階です。

それから関連して著作物再販制度問題が出まして、先ほど関根さんのほうからその一部の引用がございましたけれども、都合のいいところだけ引用するのではないかというご批判もあるといけないと思ひまして、別冊資料2の5ページから、「著作物再販適用除外制度の取扱いについて」という資料を添付しています。これはいろいろなテーマをやっていますが、特に音楽用CD等に係る部分についてコピーを抜粋で付けています。これも参考資料としてご活用いただけたらと思ひています。

その資料の19ページにOECD加盟国における著作物再販制度一覧表ということで、これ以降もし諸外国の状況が変わっていれば、本日公正取引委員会にお越しいただいていますので補足いただきたいのですが、少なくともこの時点ではこういう状況である。音楽用CDについては日本だけということです。

それから、この研究会の報告を受けたあと、公正取引委員会がいろいろなパブリックコメントをし、あるいは関係各社の意見聴取も図りながら、最終的にその段階についての結論を得たのが20ページからの平成13年3月23日付の「著作物再販制度の取扱いについて」という資料です。

最終的な結論としては、20ページの一番下ですが、「したがって、現段階において独占禁止法の改正に向けた措置を講じて著作物再販制度を廃止することは行わず、当面同制度を存置することが相当であると考え」。これは略して「当面存置」という言い方をよくしますけれども、そのようなことになっています。

それから21ページの最後の3番目に、著作物再販制度の対象となる著作物の範囲については、書籍・雑誌、新聞、レコード盤・音楽用テープ・音楽用CDの6品目に限ることとするということで、これが平成13年3月23日ですので、ほぼ2年と8カ月を経過したところというのが現在の状況です。

それからもう1点、審議会の議論で非常に面白かったのは、これはよくよく考えますと、先ほどのご説明を聞いていてもおわかりだと思いますけれども、国内産業の振興にかかる性格をもったテーマが実は趣旨としては非常に大きいわけです。ところが、それではなぜ著作権分科会でやるのか不可思議に思われる方がいらっしゃると思うんですが、法改正そのものを著作権法の改正としてやらなければいけないので、この審議会にかかっていると

いう経過がございます。しかし、そういった本来的な国内産業振興という側面をもっている関係から、本日経済産業省のメディアコンテンツ課の広実課長にお越しいただいていますが、経済産業省も関与はしているのですけれども、舞台は経済産業省の審議会で行われていないということがございます。

レジュメに戻らせていただきまして、ここからは私の意見部分ですので、かいつまんで申し上げたいと思います。内容上の問題点、こちらに3点、私の感じていることを書かせていただいています。一つが先ほど来、出ていますように再販制度と輸入権の両方が導入されている国がないということです。それから、輸入権が先ほどの65カ国で導入されているというのは事実だと思いますけれども、EUに関しては域外との関係での規制ということで、EU域内ではそれぞれ各国間で自由なやりとりをしていると承知をしています。

それから第2点目ですが、消費者利益の還元の保証は何もないということです。先ほど話がありましたように、再販売価格維持制度が利いております。ですから、たとえば輸入権を創設して再販売価格維持制度がなくなれば、競争圧力が働いて、どこかの企業がきちんと消費者利益還元を、外国で得た利益をもとに行われるということをし出しますと、競争になりますので、そうした還元が考え得るかもしれませんが、現行制度は価格を維持することが可能でございますので、そういう意味では日本レコード協会傘下の各企業の善意に期待するしかありません。消費者に利益を還元する経済的インセンティブは制度上働かないということです。

それから、(3)で、これは審議会経過にかかわる部分ですけれども、別冊資料1の26ページから先ほど言いました小委員会での結論部分で、29ページから検討結果というところがあります。この検討結果のまとめ方は、日本経団連とは合意に至ったということ为前提に、積極的に導入すべきとして次の意見があったということで●で列挙されています。

それから30ページの下のほうですけれども、「他方」というところから、理解はできるけれども、現段階の導入には慎重に対応すべきという意見があったということで、それらが列挙されています。

それから31ページのところで、「その他」という扱いになりますけれども、再販との関係で次のような反対意見が出されたと、このような中身になっています。反対意見はいま話したようなことですが、慎重な意見のなかにも傾聴に値するのではないかと思われる意見がいくつかあります。特に、法律上は日本の邦盤だけではなくて、洋盤まで対象にせざるを得ないということがあるということで、それに対する危惧の問題。

あるいは、他の品目に広がるのではないか。一度レコードというかCDに認めてしまいますと、ではうちもやりたいということがほかの業界から当たり前のように出るわけです。そのようなことに対する懸念。

それから経団連が緊急避難的な意味でしようがないのではないかというトーンがあったものですから、そういう措置として著作権法によって対応するのは適当ではないのではないかと等々のご意見が出されてきました。

それから経過上の問題点です。実は、先ほど申し上げましたように、第6回の法制問題小委員会におきまして、私のほうから消費者団体を関係者間協議の協議対象としていただけないかという発言をさせていただきました。

結論的に申しますと、第7回の小委員会におきまして、実はこの関係者間協議というスキームそのものがどこでどう確認したものかという性格のものではないということ。そして、なおかつ日本経団連ともすでに合意形成をし、それから次の通常国会に提出するにあたっては時間的な制約もありということで、文化庁の吉川課長のほうからそういうことにはならない旨のご発言があり、先日お送りいただいた議事要旨でもそのように書いてありましたので間違いはないかなと思っています。

そのようなことで端的に申し上げますと消費者団体の協議参加は拒否をされたということです。したがって、法制問題小委員会の文章も合意がなされたということを前提に提案がされているということです。

それから二つ目ですけれども、法制問題小委員会という委員会はどういう委員会かということです。これは別冊資料1の32ページをご覧ください。これは法制問題小委員会の委員名簿です。(社)というのが多く付いているのでよくわかると思いますが、端的に申し上げますと、著作権者あるいは著作権者に関連する立場の利益を代表すると思われる委員が全体の20名のうちの14名を占めています。

そして大学の先生が、主査の東京大学の中山信弘先生を含めて4名。それから弁護士の松田先生。それから真ん中にあります日本図書館協会常務理事の方。そのようなことでちょっと間違っていたらあとでご訂正いただければと思いますが、いずれにしても多数が著作権の権利者としての利益代表の性格を持つ委員が大半を占めているという状況なわけです。繰り返しになりますが、消費者代表は一人も入っていません。

ここで結論を得ているという性格でして、そのなかで多数が積極的意見であったということが報告書に書いてあります。これは適切ではないのではないかと私は最後まで申し上げ

げましたけれども、この小委員会で多数であることは事実である。それは事実でございますので、そうですかということで終わっております。

それからもう一つその経過のなかで感じましたのが、最終段階で、先ほど少し注意喚起をさせていただきましたが、第6回法制問題小委員会では「レコード輸入権」というタイトルだったのですが、最終的な小委員会の報告書は、21ページをご覧くださいませように、「日本販売禁止レコード」の還流防止措置ということで取りまとめられています。

日本レコード協会の生野さんが11月11日に私のところに来られてご説明いただいたときの資料はこのようになっているんです。これです。それが、本日お配りいただきました資料ではこのようになっているわけです。

きわめて唐突にこの名称が変更され、なおかつ知的財産推進計画では「レコード輸入権」というタイトルで課題設定がされ、私自身も分科会の委員として「レコード輸入権」というタイトルで小委員会に付託をされていると思っていたのですが、それが審議会の最終段階で名称が変更された。「日本販売禁止レコード」という表現そのものも不適切ではないかというご意見を申し上げたのですが、それについてはこれでいいのだということで、最終結論が得られているという経過です。

最後になりますけれども、実は第7回の小委員会のなかで弁護士の松田先生のほうから、これだけ社会的なテーマであり消費者にもかかわる問題であるから、パブリックコメントに付してはいかがかというご提案がされました。私のほうも内容の賛成・反対はともかく、広く国民の意見を求めるのが大切ではないかというご意見を申し上げました。

ということで、実はこのこと自体をやるかどうかは、今うかがっている範囲では来週の月曜日の著作権分科会に委ねられるという状況にあるということです。パブリックコメントは最低限の措置と私自身は理解をしています。

最後に蛇足ですけれども、この小委員会に3回オブザーバーとして参加をさせていただきましたことです。「ムラ社会」という日本の言葉がありますけれども、社会的な常識とか、審議のプロセスとかそういうこととの関係では、私自身は大変な違和感を感じています。特に、「政・官・業の鉄のトライアングル」という言葉がありますけれども、政治的に圧力をかけたり、官僚に対して圧力をかけるという業界のあり方が問題となっています。そういうことをやっている業界はほとんど衰退産業になっているというのが日本の現実ではないかと思っています。私は経済産業省のエネルギー問題のいろいろな場にも参加させてい

ただいていますし、農林水産省で農協さんとのお付き合いもありますけれども、このようなことを法制度とか、そういう枠組みで何とかしようとしているということについては、日本レコード産業そのものに対して、私個人としては非常に危惧を感じるということです。以上です。

磯辺 ありがとうございます。

先ほどのご報告のなかで、公正取引委員会さんに、OECD加盟国の著作物の再販制度一覧のことで新しい情報があればというお話がありましたけれども、いま補足していただける内容はございますか。

松尾 特に追加的なことはありません。

磯辺 ありがとうございます。それでは、いったんここで休憩とさせていただきたいと思います。35分の再開とさせていただきます。再開後、消費者団体のほうからレコード協会さんへの質問というかたちで進めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(暫時休憩)

磯辺 それでは、追加の意見なり質問なりということで、消費者団体の方からご意見をいただきたいと思いますが、ご意見のある方、挙手をお願いします。

加藤 主婦連合会の加藤です。生野常務理事さんのご説明、ありがとうございます。ちょっとその点で、資料をもとに質問を3つばかりさせていただきたいと思います。

一つは、3ページのところのご説明のときに、このまま放置すると価格への信頼性が失われるとおっしゃったんですが、価格への信頼性といった言葉の持っている意味は何なのか、私にはちょっとわかりかねたので、そこを教えていただきたいということです。

それから他の成果物とのコスト構成比の違いのところ、ビデオカメラの場合は宣伝費がまったく入っていないのですが、こういうことは何かあり得ないような気がします。この比較の円グラフのもとは何でしょうかということをおうかがいしたいと思います。

もう一つは、一番上のタイトルですが、「日本販売禁止レコード」と書いてありますが、日本販売禁止レコードというのは現状、法的に何か担保されているとか、されていないとか、この言葉の持つ意味が私にはちょっとわからないので、以上3点の説明をお願いしたいと思います。

磯辺 ほかの団体の方は、ご質問ございますか。

宮部 日本生協連の宮部と申しますが、1点だけとりあえずご質問をさせていただきたいと思います。

先ほどのご説明のなかで、輸入盤には影響しないというご説明があったかと思いますが、そのへんがどういう意味合いなのか。要は、現在構想されている制度のなかで、制度的に邦盤に限定されるというかたちで考えていらっしゃるのか。もしそうでないとすると、どういう意味でそれが影響ないとおっしゃっているのか。そのへんをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

磯辺 他に、どなたかご質問、もしくはご意見でも結構ですが、ございますか。よろしいですか。

それでは価格の信頼性の問題、それから工業製品の宣伝費の問題。もともとどういうデータかということですね。それと「日本販売禁止レコード」の意味合い。それと、輸入盤には影響しないということの法的な意味付け、担保の問題、4点ございましたので、よろしくをお願いします。

生野 まず、最初の方の価格への信頼性という言葉は何なのかということです。現在の、たとえばJポップのCDでありますと、二千数百円から3000円ぐらいまでで販売されて、これはあくまでも先ほどご説明のなかでありましたとおり、日本の商品が基本的に日本国内に向けた販売ということで、日本国内でリクープするということ、今の価格帯があるわけです。

これが、たとえば中国などにライセンスして日本国内に持ってこられて、日本の国内の価格と海外、アジア各国から還流した商品では、やはりユーザーの混乱が非常に大きくなるのではないかと。では、そもそも国内で販売しているオリジナル商品に関しての価格は何なのかというところが非常にユーザーに不信感を与える。そういうつもりでお話をしました。

それから2点目のコスト構成比のなかで、工業製品で宣伝費が入っていないということ。これはあるハードメーカーの方に作っていただいたんですが、宣伝費が入っていない資料をいただきました。すみません。これは不明でございます。

それから3点目の日本販売禁止レコード云々。これは小熊部長のほうからも言及されておりましたが、レコード協会が法制問題小委員会で文化庁さんのほうに、実態に合わせたかたちでのネーミング、タイトルにしていきたいと、こちらのほうからお願いしました。

といいますのは、これまでレコード輸入権とっていて、意味が何なのかというのがなかなか見えにくい。レコードというのは著作権法上非常に広い概念がありまして、たとえ

ばパソコンの一部に収録された音もレコードですし、我々が求めているのはあくまでもアジア各国、台湾とか香港とか中国、当該国のみで販売することをライセンス許諾して、そして現地でプレスされている、要は、日本で販売は許諾していない、当該国のみで販売してくださいと、そういうライセンス契約に基づいて許諾しているわけです。

そういった商品に関して、戻ってくることを防止する措置ということで、協会が「日本販売禁止レコード」の還流防止措置というネーミングを使わせていただいているわけです。

それから宮部さんのご質問です。並行輸入盤に関して影響しないという、その洋盤の扱いの問題ですが、これもレコード協会がご提案させていただいている権利の中身は、内外無差別ということで、日本のレコード製作者、海外のレコード製作者、両方とも権利が与えられるというところで考えております。

ただ、先ほど申しましたとおり、現実にはタワーさんやHMVさん、ヴァージンさんと、そうした外資系のお店、あるいは新星堂さん、山野さんといったナショナルチェーンで欧米からの並行輸入盤が非常にユーザーの支持を得ているというところで、現実にはマーケット的にもその並行輸入盤と、それから日本のレコード会社がライセンス許諾を受けて日本でプレスしている洋盤、両方が共存しています。

このビジネススキームに関しては、これまでどおり維持したいというか、これは各権利者、個別の権利の問題ですので、レコード協会がこうしますとはなかなか言える問題ではございません。これは公取さんのほうからもご指摘されているとおりです。

これはアメリカを中心とした5メジャーの権利者、レコード会社が日本のライセンシーといろいろ協議をいたしまして、先ほど申しましたとおり、現行のビジネススキームを維持する、要は、並行輸入盤に関してはこれまでとおり、日本においても販売するというお話を聞いております。そういう意味で申しました。以上です。

磯辺 追加のご質問等ございますか。

吉岡 追加ではありませんが、関連して、今の回答が私はちょっと納得できませんので、もう少しご説明いただきたいと思います。

一つは価格への信頼性について、ユーザーの混乱が大きくなるというご説明でしたが、これは事業者の混乱が大きくなるということではないかと思えます。

もう一つの「日本販売禁止レコード」という表現につきまして、素人の私たちから見ますと、海賊版という印象しか受けないのですが、法的に特に決まった言葉ではないということでしたし、これも事業者間の契約の問題であって、国の法律でどうかという問題で

はないように思います。

やはり事業者間が契約をきちっと守るかどうかということで、これは消費者が、安いレコードを買ってはいけないのだということにはならない。あくまでも事業者のご都合でこういうことが決められてしまったのではないかという印象を強く持ちました。

それから文化庁の方もおみえだということですが、日本販売禁止レコードという文言が文化庁からの報告のなかに出ていて、小委員会のメンバーの合意を得ている。この小委員会のメンバーのなかにも、利害関係者である消費者が入っているとはとても思えないのですが、それをもって合意だとお決めになるのであれば、このメンバーをどのような基準でお選びになったのか、ご説明をいただきたいと思います。

磯辺 それではレコード協会さんと文化庁さん、それぞれ質問がありましたので、あとでまたそれぞれ政府の役所から来ていただいている方には発言の機会がございますけれども、若干質問された項目に絞って、日本販売禁止レコードの話と、利害関係者の合意という問題について簡単に触れていただければと思います。まず、レコード協会さん。

依田 私のほうからご説明します。価格の信頼性というのはたしかにあります。もっとその裏にある本質的な問題は、日本で私どもレコード会社が制作し販売している一般的な市場メカニズムに合った価格帯というのはあるわけです。

それが今までは2500円、3000円と高止まりしていましたが、どんどん2000円を作り、1500円を作り、500円のシングルCDを出したりして価格帯は広げてはいますが、作品が持つグレードとジャンルと、そのタイミングによって決められたそういう価格というものが一つございます。

一方、まったく同じデジタル商品が、その10分の1の値段で日本に入ってきたときに、この商品というのはもともと日本ベースの原盤ではあるけれども、海外のマーケットにライセンスをするために、我々はライセンス料だけを受け取るというかたちでライセンスアウトした商品ですよね。

だから、各国のマーケットの価格がまずございます。2000円のマーケットがあれば、3000円もあれば1500円のマーケットもありますが、しかしそれが300円の価格で売られる国にライセンスされたときに、受け取るロイヤリティのパーセンテージは同じなんです。

しかし、販売価格が10分の1になった場合には、我々としてはその価格で日本に戻ってきますと、私たちが作っている音楽の創造性を全部破壊されることになりまして、日本のレコード産業、すなわち、全部で1兆7000億円といわれる音楽産業が甚大な被害を被ると

いうよりも、壊滅するような問題になることはまず間違いないと我々は踏んでいるわけです。

私どもは日本で販売しては困りますという条件付きでライセンスした商品であるがゆえに、日本での販売禁止と申し上げているわけで、そういうレコード、そういう特性を持ったレコードを日本に逆流されると、我々の次なる創造ができなくなりますということで、日本販売禁止と言っているわけです。

その輸入される商品の特性を説明するために、契約で日本での販売を禁止している商品の輸入は困りますという意味で使っていますので、これが最終的に法文化されるときにどういう名前になるか、我々が決める問題ではないんですが、もう少しわかりやすく説明するために、輸入禁止は何でも輸入禁止と取れますので、決してそうではありません。

現実にも今、並行輸入でどんどん商品が入ってきています。今でも東南アジアから私どもの真正商品が入ってきていまして、たとえばドン・キホーテと言われるようなお店では、2500 円のものも隣で 1500 円で売られています。我々はそれを止めようとしているのではないんです。

それよりもっとすごい、10 分の 1 とか 8 分の 1 で入ってきてしまうブーメラン現象をどう止めるかということで、今回この日本販売禁止という意味で使わせていただいています。それを我々が黙認すると、我々自身の生計が立たない。この日本でレコード産業は 5 年前の従業員数は 9000 名、今は 6000 名を割っています、レコード産業全体で。レコードメーカーはもっとリストラをしなければならない。

ほとんど利益が出ないこの業界のなかで、このやり方がいい悪いということは異論があるかもしれませんが、私どもとしてはこのままでは海外に出ていくことは絶対にできないという状況をぜひご理解賜りたい。それがそのまま逆流していくことになりまして、消費者にとってはメリットかもしれません。しかし、長期的には日本のレコード産業はまず存立できないことは明白です。

日本の物価の 100 分の 1 といわれる内陸部を抱える中国、そして世界で第 2 位の経済大国の日本が一衣帯水すぐ隣の国にあるという極めて異常な状況のなかで、我々は海外進出をしなければならない。この現実をぜひご理解賜りたいと思っています。

したがいまして、事業者間の契約とかそういう問題ではなくて、我々は競争はマーケットのメカニズムですから、これは常に行われます。これによってきちんとした勝ち残るところが勝ち残っていくわけです。これはレコード業界もどこの業界でも同じでございます

ので、そのへんのところをぜひおくり取り賜ればと思います。

ちなみに、海賊版は私どもは止めます。今でも止めています。しかし、我々が本格的に進出すると、海賊版に近い価格で海外で製作し販売する。それが起きたときには、海賊版ではないんです。自分たちの商品なんです。それは私どもは今止められませんので、そうすると海外に永久に進出できない。この現実をぜひご理解賜りたいと思います。

あとは文化庁さんのほうで。

吉川 文化庁の著作権課長の吉川です。小委員会のメンバーについてご指摘がございました。小熊部長のレジュメにも書かれています。このメンバーというのは2月ごろに毎年新たにお問い合わせをさせていただくものです。私自身は7月に来ましたので、どうしてこうなっているかという本当の部分はわかりません。

権利者である団体に所属する委員については、消費者団体の皆様方からは、何となく一枚岩で、結局権利を保護するためだけにいるんだろと見えがちかもしれませんが、けれども、中の議論をいろいろ聞いてみますと、足の引っ張り合いというほどではないんですが、放送なら放送という業界は著作物を利用するという立場もあります。ですから、必ずしも実演家の方々と仲がいいというわけでもありません。たとえば脚本家の連盟であれば、その脚本ということでは非常に権利意識が高いわけですが、そうすると権利者と権利者の間ではけっこういろいろな議論があるわけです。

いま問題提起があるのは、利用者のなかでも特に末端に属するところの消費者のところをどうしてくれるのかということですが、著作権の世界もたしかに消費者の方々に直接影響を与えるような制度というものがあると思います。たとえば貸与権は、そのようなものではないかと思います。それらについては、広く意見を聞くために、さまざまな努力をしてきたとは思いますが。

私は46歳にしてはじめてこの著作権業界に入りました。法制問題小委員会というのは、経験豊かなプロがやっけていて、なかなか参入障壁が高いです。法制の問題について、同じ知識レベルで議論するのが一般の人にはむずかしい。

ですから、法制小委員会にはいわゆる一般的な学識経験者というのが見当たらないんです。消費者だけでなく、その他のさまざまな学識のある方、あるいはさらにもっと広い世の中のさまざまな意見を入れるということがもう少し必要ではないかという考えも私のなかにはあります。

ですから、今回私が7月から担当しましたけれども、すでにこういうメンバー構成にな

っていて、それを途中で代えるということにははっきり言ってできません。そういうことをすれば、おかしいことになると思います。

しかし、今後の2月なりの改選の時期には、こういった構成についても考えていく必要があるなど思われた一つの出来事でありました。それは正直な感想として申し上げておきます。以上です。

磯辺 それでは、ほかに消費者団体の方から意見をどうぞ。

神田 レコード協会の方に質問したいんですが、ライセンスを提供して海外で生産して、それが日本に逆流すると。契約でもって、相手の事業者がそのレコードを製作し販売しているわけですね。私はこれは事業者間競争ではないかと思うんですね。いまは自由競争でもって事業者は非常に国際的に競争関係にあって、それがいま言われている自由化だと思うんです。

そのなかで、このライセンスを与えるときに、違反したときにはそれを厳しく、そういう違反をやらないようにと、そこで厳しく事業者間でできないのかどうか。それができないで還流するからということでもって、日本の消費者にそれを価格維持ということ負担させようとしているのではないかと思うわけです。

だから、私はこの資料を読んでいまして、海外の事業者に対して邦盤等の製造販売の許諾を躊躇するようになるかもわからないということが書いてありますけれども、この海外の事業者ということについて、もう少し詳しくどのように対応なさっているのか。どういう現状なのか、そこではどういう努力をなさっているのかお聞きしたいと思います。

磯辺 関連して消費者団体の方から追加でございますか。

水原 私もまったく同じことで、先ほど依田会長さんは吉岡さんに対してお答えなさいましたけれども、その内容をお聞きしますと、やはりこれはまさしく事業者間の話ではないかとどうしても思えます。

海外に展開をしたい。しかし、国内でも利益をきちんと守っていききたいというかたちで、最初のときに物価論とか消費者利益を大切にしたいというご挨拶がありましたけれども、そこをどのように大切にしているのかということがまったく見えてきません。やはり、この話については事業者間で解決すべき問題ではないか。

還流することを防げないのであれば、海外の進出についても見合わせるとか、いろいろそういったことについてはそちらの事業者間のなかで解決すべき問題だということ逆を強く思いました。

生野 最初のご質問にお答えします。ライセンスする場合に、何をやっているのか。いわゆるライセンシーとライセンサー間でどういう取り決めがあつて云々ということに関しましては、資料の7ページ目でメーカーの還流防止対策ということでご説明いたしました。

ライセンス契約において還流防止の措置を講ずるようなかたちで、当然ライセンサーはライセンシーに契約のなかで要求し、それを定めております。ただ、たとえば中国のレコード会社が発売したもの、これは中国のレコード会社が日本に直接輸出することはございません。これは韓国でも台湾でもみんなそうであります。

しかし、アジア各国のレコード会社から卸に行き、また二次卸に行き、販売店に行きという複雑な流通ルートがあるわけです。二次卸、あるいはその販売店までに流通した商品が、これは契約の第三者効の問題もあつてなかなか止められない。現実的には無理だと。

ライセンシーが直接日本に向けて輸出することはありませんし、一次卸的などころまでであればライセンシーと卸との契約で対応できます。実際輸出されたものに関してこれまでライセンシー、アジアのレコード会社が卸との契約を切ったことはございます。そこらへんの努力は当然のことながらしているわけです。事業者間の問題ではないかというご質問ですが、契約上での対応はそこまでです。

きのう公正取引委員会に行っているいろいろお話をさせていただいたんですが、事業者間の競争って、そもそもこの場合はあるんでしょうか。たとえば、エイベックさんの浜崎あゆみでも、東芝EMIさんの宇多田ヒカルでも構わないんですが、たとえば日本で東芝EMIという会社が宇多田ヒカルのアルバムを二千何百円、3000円を出します。それを中国のレコード会社にライセンスします。そこで500円とか700円とかで売られます。

これが日本に還流して競争することが、本当の意味での競争政策になるんでしょうか。競争政策というのは、ある程度共通な地盤の上で競争するというのは当然のことながらあつてしかるべき問題なんです。でも、そもそもまったく同じ商品でライセンスした商品が日本の価格の3分の1、5分の1以下で還流してくるといことが、本来の意味での競争政策上あるべき姿とはとても考えられないんです。

海外展開をしなければいいじゃないかというのも一つのお考えかとは思いますが、やはり我々としては海外展開を積極的に行い、それは一つは産業振興という意味合いもあるでしょうし、それから日本音楽文化の普及ということで、昨年経済産業省で調べた調査で、韓国でJポップを聞いている若い人たちというのは日本に対して非常に寛容な態度を示すということがデータとして出ています。

単に産業的な意味合いではなくて、特に歴史的な問題を抱える中国や韓国、そういった国々に文化を通じてお互いの理解を高めるということも非常に意味あることで、それはこういった法的な措置がないとできないというのが現状です。以上です。

依田 追加で説明させていただきます。なぜ今なのかということなんですけれども、実はこの輸入権ということは今も10年も前から業界としては熱望していたんです。そして、紆余曲折がありまして、ついここ1年、日本の知財立国ということでいろいろと論議をするなかで、音楽ソフトはどうなんだということの一つ大きな問題として我々は問題提起をし、それを皆さんに理解をいただいたということでもあります。そういう意味で、ここにくるまでに長年かけて状況説明をしてきた背景がございます。

そして、今ここでまさに日本の知財立国宣言に基づいて、来年の国会からいろいろな審議が始まるなかで、我々としてはどうしても今ここでこの法案を通していただきたいということで、今ということになるわけです。

それから、CDというのは非常に軽くて小型であります。善意の顧客が持ち込むことについて止めようとしていませんが、それは水際で止めることはできません。ただ、私も40年間海外の仕事をしてきていますけれども、フラット品というのは当然避けることができないアイテムです。

要するに、スーツケースのなかに100枚入れて持ってきて、それが隣のお店で300円、500円、1000円で売られたら、これはやはり問題なんです。それがお店に並んだときに、これは違法なんだということがわかる段階で、お店としてそのへんのきちんとした秩序のある行動をしてほしいという意味でとらえています。

したがって、ほかの産業物、いわゆる消費物とはかなり違います。アーティストは一人しかいません。代替品ではありませんので、そういうことでCDというのは非常にたやすく国内に逆流してくるということを我々は問題としてとらえています。

それからもう一つ、再販があるのに、なぜまたかということですが、再販というのは一回私どもが決めた販売価格を、その期間の間は原則小売価格を固定します。現状では6カ月を過ぎますと外れてオープンプライスになる動きが加速しています。その間は、たしかに再販制度が働くんです。しかし、どのプライスポイントで再販を利かせるかというのは、各メーカー、アーティスト、その時のマーケットの状況、その歌なら歌、曲のジャンル、いろいろございます。

したがって、3000円ばかりではなくて、2000円もあれば1500円もあります。ただ、そ

の間、一定の期間は販売価格はたしかに固定されますが、どの販売価格を設定するかという販売価格設定権はマーケットが決めることですから、海外から逆流してくる日本販売を禁止した商品とはまた別の問題であります。

あくまでもこれは我々が正常なビジネスをするための、どう考えても論理的に立証できない、これは論理的に受けられないというところが今回の問題でありますので、再販もあるのという論理については、私どもはそういう考え方でずっとご説明を申し上げてきています。

水原 いまのお二人に私の意見として述べたいと思いますが、先ほど製作費とか生産の背景とかそういうものに違いがある、非常に格差がある、それは自由競争であるからということをおっしゃいましたけれども、私どもが直面している農産物の現状では今まさにその状況にあるわけです。

そこでは、事業の主体である農業者の大小とかそういうものはまったく関係ありません。それで非常に厳しい国際状況のなかで競争を強いられているわけで、小さいところはずぶれているところもあるし、衰退していつているし、いろいろな関係ですごい厳しい状況にあるわけです。だから、そのなかでレコード業界だけが浮き出て、そこで保護されることについては、私は全体状況から見て通用しないのではないかと思います。

それから今、輸入権の問題で10年前からとおっしゃいました。それでは10年前からあったんでしたら、何で急に話にこられたのですか。それまでの間、消費者にまったく説明がなかったということは理解できません。それで知財立国としてということになったということで、急にこういうことが出てきたということですけども、相手側に消費者がいるということを業界がお考えになるのであれば、最初からこの問題は消費者団体に何らかのかたちでもって情報が公開されるべきではなかったかと思います。

磯辺 ちょっと時間も押してきていますけれども、他に消費者団体のほうからありませんか。

加藤 すでにご存じでいらっしゃるように、著作物再販についてはお国のほうの方針で協議会というのがありまして、そこで年に1回か2回私も参加させていただいて、そのなかではCD、レコード関係についてはかなり弾力的に進んできているので、私としては好感を持っていたわけですが、今回この問題が出てきて、小熊さんのお話などを聞いてびっくりして、私はだまされている場所にずっと行っていたような感じがして腹が立たないんですね。

お金を出しているのは、誰なのか。一体誰が買ってくれているんだ。子どもたちにしろ、お年寄りにしろ、ユーザーあつての市場ではないか。信頼に足るといふのは、消費者が信頼するということは、このくらいのコストがかかってこんなものだから、このくらいの価格でもいいだろうと、消費者が納得をすることこそ信頼に足る価格であるのに、皆さんは自分たちだけで決めた価格を押しつけようとしている。

しかも、法的にそのことは守られている現状であるということ。こんなに消費者、私たち、お金を出すものをばかにして商売をしようとしていることについて、私は今すごく腹が立っているんです。

しかし、怒ってばかりいても仕方がないので、やはりここはなんとかしたい。皆さんは国会議員さんとどういふ日ごろのお付き合いで、大体シャンシャンシャンに行くようになっているかどうか知りませんが、あるいはお役人さんとの関係も。しかし、当事者である多くの国民の前に、もう少し議論を振るよういふ業界としてのスタンスを変えていただきたいし、経済産業省にしろ文化庁にしろ、公正取引委員会にしろ、もう少し考えてほしい。

今、これだけ景気低迷していることの根本原因は何なのか。みんな安くて競争が明るく行われていて、ほどほどのものであれば、中には非常に高いものがあるかもしれないけれども、それは自分が納得するならそれはそれで買ひましようといふ、公正で透明な市場を国民が求めている。その要望に沿ったよういふお国の行政なり立法なりが必要ではないか。

立法なんて、本当は消費者が動かすはずなんですけど、どうも私たちは声なき声にされてしまっていて、関係業界だけが議員さんたちとうまくやってテーブルに載せていくような雰囲気がある。その一つの証拠として先ほどの審議会の制度なんかもあるわけですけども、こここのところで方向転換して、もう一度私たちとの間にいい信頼関係をつくってくれた上で、本当に私たちが納得してそれはしようがないだろうとならないとおかしい。

先ほど会長さんが信頼に足る価格のことについては、競争が行われるべきだとおっしゃったが、それでは再販は抜くというよういふ話とか、もっともって懇談を重ねるべきではないかと思ひます。

宮部 まず、再販の問題です。再販の問題は別という話だったかと思ひますが、一方でレコード輸入権の問題に関していいますと、先ほどありましたけれども、上位10カ国のなかで3カ国しかありませんというかたちで国際比較をやり、一方で再販という問題に関しては日本だけだという特殊事情があるわけです。

この特殊事情を抜きにして、上位 10 カ国で 3 カ国だけということで単純なレコード輸入権だけの国際比較論をすることについては、どう考えても社会的に受け入れられる議論ではないと私は思います。

先ほど来、お話がありましたが、ブランドの非代替性ということと言えますと、CDはそれが強い商品だろうと思います。たとえば、一般のこういう商品であれば、これはキリンの「生茶」ですけれども、伊藤園の「おーい、お茶」でも似たようなものですし、値段で選ぶということは多分にあるわけです。

一つのブランドは一つのブランドで、これは代替性が非常に少ないので、本来はブランド内での競争というのがないと、なかなかそれは競争として有効に働かないという性格の商品なんだろうと思っています。

その意味からすると、マーケットが決めると先ほどおっしゃいましたが、正確に言えば、マーケットの状況等を考慮して製造者が決めるということになっている現状なわけです。その製造者が最終価格を決められるということ自体が、競争上は極めて異例な制度であるということをもっとご認識いただきたいということが 1 点です。

現実には私はわりと音楽が好きなので、CDも買います。長くずっと買っておりますけれども、CDのいわゆる邦盤、今でいうと J ポップといわれているものですが、ニューミュージックといわれていた昔のころから比べて、80 年代から 90 年代のはじめに至るころに若干下がって、当時 3200 円から 2800 円ぐらいになった。それ以降は、基本的に新譜系のもは価格が変わっていないというのが私の購入者としての実感であります。

その間に、いわゆるリバイバルもので非常に安価なもの、2000 円を切っているようなものがたくさん増えたのは事実ですが、ここに写真が出ている宇多田ヒカルなり GLAY なり V6 なり、倉木麻衣なり、鬼塚ちひろなりいろいろありますけれども、そのへんの値段は基本的に 2800 円から 2900 円、3000 円ぐらいのところ維持されていると私は認識してまして、チャートの 20 位に載っている邦盤アルバムの価格も調べましたが、大体その間にありました。

そういうことで、平均価格 2315 円とありますけれども、これはいろいろなものを一緒にした上での平均でありまして、新譜・新録音に限った場合、主にそのへんがライセンス上もたぶん問題になるだろうと思うんですけれども、その部分については価格が硬直しているということは事実として明らかにしておきたいと思います。

それともう 1 点、消費者との関係、消費者利益との関係の問題ですが、先ほどの課長さ

んのコメントで、途中で代えるわけにはいかないけれども、さまざまな考えの人を入れるということも考え方としてはあるかなとお思いだということがありましたので、私としてはちょっとホッとしています。

やはり法制問題小委員会と銘打った小委員会の下で、このメンバー構成はどう見ても異様だと思えません。私は1999年から2000年ごろ金融審議会にかかわったことがありますが、金融審議会ではいわゆる学識経験者やジャーナリストとかそういう方だけが委員でありまして、ほかの業界関係者は基本的にはオブザーバーで、私もオブザーバーとして参加いたしました。オブザーバーもいちおう意見を言ったり質問したりすることはできるわけですが、位置付けとしてはだいぶ違って、かたちとしてはちょっと違うかたちなんですよね。

ほとんど大半が狭い意味での関係者が占めているという状況の下で、そこでの合意は、たしかに小委員会では多数なのかもしれないですが、その場の設定の仕方そのものがどうなのかということが問われることになってしまうのではないかと思います。

今からメンバーを代えるのはもう不可能だろうと思いますけれども、これを少しでも補うという意味でいえば、パブリックコメントにかけて、広く国民の意見を聞くことが不可欠なのではないかと思いますし、消費者利益のことを考えるということであれば、消費者の意見を反映するかたちで参加する余地、これは広く意見を聞くことでも構いませんが、そういう場をやはりつくりないと、協議もしないで、でも消費者のことは考えていますと言われても、なかなか皆さん納得はできないのではないかと思います。

磯辺 ほかの業界は競争をしているじゃないか、なぜレコード業界だけがという意見。それと10年間の検討の間、一体消費者に何を説明してきたのかというご意見。それと消費者を最重視して物事を考えることの必要性のご指摘と、そういう意味では今後広く意見を求めることの必要性のご意見等がございました。

再販がこれだけ利いているなかで輸入権ということでの消費者の気持ちがあるわけですので、そのへんを含めてご意見がございましたら、お願いします。

依田 たくさんありましたが、かいつまんでご説明させていただきます。10年間と申し上げたのは、1980年代に並行輸入問題でかなり問題になったときに、日本は並行輸入品については国の政策といいますか、コンセンサスとして経団連としてもそれは是認するというかたちでずっときておりました。

したがって我々は業界内部で、どうしても我々の場合には別ではないかという考えがあ

りましたけれども、そういうことを正式に取り上げるような状況にはなかったということで10年来と申し上げました。

そしてここ1、2年になって……。ですから、したがって当時は経団連も、あるいは文化庁でも経済産業省でも、我々にそういう考え方があったとしても、まず取り上げていただくことはできないような社会産業環境といえましょうか、そういう状況にあったという意味で申し上げました。その段階では消費者に訴えてというレベルとはまた別の話であります。

それから先ほどもおっしゃいましたけれども、代替品が利かないビジネスで、ではレコード産業、音楽産業の代わりになるものは何なんだ。お米がだめなら花とかそういうかたちで、同じ土地で二次利用、三次利用できるものと違って、我々には二次利用するものがないんです。ですから、アーティストも一人のアーティストは一人しかいませんし、クローンというものはないわけですから、そういう意味で非常に代替品の利かない文化産業であるということをぜひご理解賜りたい。

それからまず再販で、加藤さんがおっしゃるように私どもは優等生になろうと思ってやってきましたし、今もやっています。あらゆる局面でレコード業界は当然、この問題については音楽業界全体が再販についてはよく理解して、国民の消費者の信頼を裏切らないようにやってきたつもりですし、今後も変わりません。たまたまこの輸入権ということで再販に対する我々の努力が水泡に帰すようなことがあってはならないし、またそうならないと、私どもは堅い信念で今回はお願いしているということでもあります。

繰り返し申し上げますが、再販というのは私どもの代替の利かない音楽産業で、厳しい状況のなかで何とか産業を維持するために大事なことであって、であるがゆえに日本ではたとえ1000枚、2000枚しか売れないCDでもきちんと作家あるいは実演家に報いるためのビジネスをやっています。

他国のことはいろいろありますが、世界でソニーとBMGの合併問題とか、あるいはワーナーとEMIの合併の話とかいろいろありますが、全世界でいまレコード産業は大変な状況になっていまして、言ってみれば日本は再販で守られていることについて我々は非常に感謝しています。

ですから、消費者の皆さんの反発を買って、これが崩れるようなことがあると自滅行為でありますし、それについては想像以上に、業界サイドの責任ある立場の我々としては気を付けて運用しているつもりでありますので、そのへんはぜひご理解を賜りたいと思いま

す。

価格につきましてはいろいろございますが、最近では 3000 円を 200 円、300 円上げて、DVD を付けて売るとか、要するに CD そのものの 1 枚当たりの販売価格は確実に下がっています。もしも 3000 円のものが多いと言われるのであれば、そういうものがなければ業界は維持できない。そういうもので宣伝をし、販促をし、アーティストのコンサートを協賛し、そして産業を維持して雇用を維持して、何とか 10% という下落をくい止めて、早く次の展開にいきたいということです。これは、今の産業界はどこを見ても同じかもしれませんが、構造不況の……。

斜陽とは思っていません。音楽は確実に需要が増えていますが、レコードというパッケージビジネスだけは下がっている。この現実をどうするかということの自助努力としては、コピーされないメディアであるとか、なるべく我々の産業内部に抱える問題は解決しようということで一生懸命やっています。

でも、今この状況で海外進出をするんだということは、日本は戦後 58 年ですか、海外からかたちを得て伸びてきた国でして、我々の 1 億 2500 万人の市場から 30 億人のアジアにまず進出するというのは、私どもは事業者として、産業としては当然だと思いますし、この流れに乗っていけないようでは日本の音楽産業にとっては非常に大きなマイナスだろう。ということで、10 年、20 年、100 年の大計で今回はぜひこれを実現したいという堅い信念でおります。

ですから、再販をいいかげんにして、再販にあぐらをかいてという気持ちはまったくございません。先ほど申し上げましたとおり、プライスポイントを決めるのが再販ではございません。プライスポイントというのは我々がなるべくたくさん売れるポイントで、そこに付加価値を付けて DVD を付けたり、ボーナストラックを 1 枚入れたり、いろいろなことをやって CD 1 枚のほかにおまけの CD を付けたり、ありとあらゆることをやっております。

その価格は今は 6 カ月は再販期間ということでありますから、その 1 点を言われますと、私どもは本当にどうしようないことでありまして、そのへんだけはぜひご理解賜りたいと思います。あと、パブリックコメントにつきましては文化庁からお願いします。

磯辺 再販のことにかなり議論が入ってきていますが、このあと各省庁さんのほうからもひと言発言をいただきたいので、5 分ほど時間を延長させていただきたいと思います。ご了解ください。消費者団体のほうから、再販の問題についてひと言という方はどなたか

いらっしゃいますか。よろしいですか。

司会があまりしゃべってはよくないんですけども、再販のご説明はなかなか消費者の利益にかなったご説明の角度ではないと実感した次第でして、そういう意味ではこの再販問題については引き続ききちんとした議論をやっていく。再販とレコード輸入権というのはなかなか承服できないなという印象を持ちましたので、ちょっとお話しさせていただきました。

それではそれぞれきょうのやりとりを聞いていただいて、経済産業省、文化庁、公正取引委員会のほうからご感想とか今後の施策等についてご発言がございましたお願いしたいと思います。経済産業省さん、よろしいですか。

広実 経済産業省のメディアコンテンツ課長をやっています広実と申します。せっかくの機会なので私どもの立場を説明したいと思います。先ほど鉄のトライアングルというお話もありましたが、経済産業省だから産業界の利益を代弁するという役所ではありません。

消費者利益、国の利益等を総合的に見ていまして、現にその証拠となるのは、この輸入権の議論では、95～96年に国際条約の話があったときに、我々の役所は輸入権導入に反対のポジションを明確にとっています。私自身も90年頃、WTOのTRIPS交渉等を担当していたときもそういうスタンスをとっていました。ただ、今そのポジションを我々は変えつつあります。

輸入権というのは、絶対的に正義な制度でもなければ、絶対的に悪という制度でもないとは私は思っています。日本レコード協会の8ページの資料にありますように、制度を導入している国もあれば、導入していない国もある。国際貿易法上は、どちらでもいいという話になっています。それぞれの国がその国内でのファクター、利益状況を総合的に判断して決めてください、国際法上はどちらでも異存ではありませんというようになっています。

我々は95～96年までは反対のポジションをとっていました。なぜかという、内外価格差、消費者の利益、それから産業所管官庁として一番大きいのは産業構造の問題を重視したためです。今までの日本というのは、技術やコピーライト、これをできるだけ安く海外から輸入して、いい工業製品を作り輸出するほうが得だというポジションでした。

このため、我々は総合的に考慮し、そのポジションをとっていたのですが、ご承知のように製造業自体、大変厳しい状況になっています。日本という国は所得水準でいえば世界で最高の給与水準の国になっていますが、その雇用、所得を維持するためには、やはり新しい産業がいるだろうと思っています。

ものづくりも大事ですが、日本人の知恵、頭の中から生み出される産業、これはコンテンツ産業とか知的財産産業と呼ばれているんですが、これから最大限の利益を上げる、こういう構造にもっていく必要がある。それによって働く喜びがある雇用も確保できるのではないかと考えています。

そういうことで、知的財産の輸出国、EUにしてもアメリカにしても、輸入権導入のポジションをとっています。もちろん消費者利益にはある程度の一定の負荷がかかります。消費者にプラスということは短期的に見ればないと思います。ただ、消費者も労働者でありますので、長期的に見ればプラスという面がある。このような理由から、彼らの国もそういうポジションをとり、我々も変えつつあるというのが率直な我々の今の感じであります。

次に各論としまして、こういう輸入権についてある業界に導入するという問題です。今日大きな議論になっているのは、再販制の問題です。再販制というのは公正取引委員会のペーパーにも、文化、公共的側面から導入された措置と書いてありますが、我々は輸入権というのは産業政策的側面から導入していただきたいと思っています。ですから、両者は導入の観点は違うんですが、消費者レベルでは競争制限という一定の効果をもたらすというのは否めない事実です。

これが問題を複雑にしており、ここで当然国民レベルで大きな議論をした上で、どういう道を選択するのかという決断をしなければならないと考えていまして、議論は大いに深くやっていただければと思います。

ただ、最後に戻りますのは、議論の結果、今のポジション、海外にも出られない、国内も再販制が現にある。再販制については我々はコメントを避けますが、そういう状態が続くことは最悪の選択ではないかという気がします。

私も台湾、香港、上海、いろいろ行きますが、いま韓国ミュージック等のコンテンツが圧倒的な勢いアジアマーケットを席卷し「韓流熱風現象」と言われています。現地の日本のコンテンツをやっていたライセンスも、もっと日本は積極的に出してくれと、切なる願いをしています。

そういう状況において、ここ2、3年何もしない、現状をずっと維持しているという選択肢は最悪なのではないか、と思います。したがって、当然競争政策に影響がありますが、市場の監視というのは、消費者団体、公取、いろいろなところができると思うんです。その監視によって、今回の措置がさらなる弊害をもたらすのか、あるいは改善をもたらすの

か、それを見ながら前に進める。そういう環境について、もしコンセンサスが得られたら大変ありがたいと思います。

ただ、何度も繰り返しますが、これは価値観の問題で、当然賛成もあれば反対のポジションもあって、どちらが絶対的に正しいとは言えない問題だと思います。ただ、議論を尽くして決断する。そういうことを私は切に希望しています。

磯辺 それでは文化庁さんと公取さん、3分ずつぐらいでお願いします。

吉川 パブリックコメントについてご発言がありました。今後どのようにするかということですが、8日に著作権分科会がございます。法制問題小委員会の上にある組織です。そこで法制問題小委員会ではパブリックコメントをしてほしいという結論になったということで、法制問題小委員会の主査から提案をしてもらいまして、そして著作権分科会全体として特にご異議がなければやることになると思います。

やる場合には、法制問題小委員会でもご説明しましたけれども、期間としては限られた期間にならざるを得ない。そうしないと、来年の通常国会に法案提出になる可能性がゼロになってしまうからです。したがって2週間ぐらいになると思います。今年のうちにはパブリックコメントをいただければ、それを審議に反映できると思います。それが最大限の努力です。

それから、法案の検討ですが、これは検討する際のポイントとして、いわゆる並行輸入に関してはできるだけ影響しないようにしようということです。まさに日本でつくったレコードが海外に出ていったときに、それが還流しないようにすることが目的です。

アメリカのレコードについて言えば、アメリカからそのまま日本にくるときに、それをブロックしてしまうようなものはまずいだらう。アメリカが中国にライセンスしたものが日本にきた場合には、それは止められるかもしれない。できるだけ既存の流通ルートへの影響を少なくするような法的枠組みはできないかということで、一生懸命いま我々の課のほうで考えています。

それから永久に歯止め措置のようなものが続くということへの懸念もあるかと思うので、一定期間後に見直すとか、そういうことは中で考えていきたい。法的にそれを担保する考えも含めて検討していきたいと思っています。

先ほど広実課長からもありましたけれども、制度的な導入をした場合でも、状況を監視するという必要だと思います。さらにその歯止め。歯止め措置の歯止め措置というのはおかしいですが、永久に続くものではありませんよ、見直しがありますよと、そう

いう歯止めを法的に導入ができないか。検討していきたい。できる限り努力して、消費者の方にも受け入れられるような制度を作ることを考えております。

ただ、文化庁としてこれをやると決めたわけではありません。というのは、まだ政府内で調整をしなければならない。たとえば、公正取引委員会のお立場もペーパーにもありましたが、そういうこともありますので、最終的な判断はまだ保留しております。以上です。

磯辺 公正取引委員会さん、よろしいでしょうか

松尾 公正取引委員会の考え方を述べさせていただきます。公正取引委員会としては、以下に述べますようないくつかの点から、現状におけるレコード輸入権の創設には問題があると考えています。

第1点目としまして、いま止めようとしているのは海賊版とかそういうものではなくて、正規にライセンスの供与を受けた海外のライセンシーが適法に製造販売した真正品。これを日本で流通させることを止めることができる権利、これを創設しようということでございまして、たとえばきょうのレコード協会の説明書では日本販売禁止レコードという名称になっていますが、別に法律上日本での販売が禁止されているといったCDではない、真正品の販売、輸入を止めようという行為ですので、やはり問題であると考えています。

あと、広実課長のほうからも国際法上違反でも何でもなし、それぞれの国で決めてください、かつ、米国、EUもすでにそういう制度を持っているということもございました。ただ、米国、EUにはたしかに輸入権はあるんでしょうが、他方、米国、EUには再販売価格維持契約の適用除外制度はございませんので、輸入権の創設について考えるにあたってはちょっと土俵が違うのではないかという気がしています。

したがって、現状再販売価格維持契約によりまして小売り段階の競争はないわけですので、それに屋上屋を架すというか、海外からの競争も阻止するような措置を追加するということであれば、ますます日本の国内市場における競争とか、消費者の利益に与える悪影響というのは大きくなるのではないか。こういった点からも問題であると考えます。

もう1点、レコード協会のほうからのご説明にもございましたが、洋盤の輸入がどうなるのかということです。法制上は、止めるのは日本盤、邦盤だけで、洋盤は止めませんという制度設計はできないだろうと考えています。

したがって、何らかのかたちで事業者間の事実上の約束のようなことで洋盤は止めないと言っていますといったところで、向こうが止めようと思えば止めることができると

ということになってしまいますので、実際にそうした海外のレコードメーカーが輸入権を行使する可能性は当然排除できない、止まる可能性はあるということも問題になるのではないかと。

最後に、今回はCDに限定となっておりますが、今後他の著作物にも拡大していかないところも何の担保もないといった点が問題ということで、現状では、特に再販売価格維持契約が適用除外になっているということを考えれば、レコード輸入権をそれに追加的なかたちで創設するのは問題があるといわざるを得ないのではないかと公正取引委員会としては考えています。

磯辺 それから内閣官房の知的財産戦略推進事務局からもお越しですので、一言お願いします。

甲野 内閣官房で知的財産戦略推進事務局で参事官をしている甲野と申します。最初に小熊さんのほうから「レコード輸入権」というタイトルと現実の検討は違っているのではないかというお話がございましたので、それにつきまして簡潔にご説明させていただきたいと思います。

たしかに知的財産推進計画のなかでは「レコード輸入権」というタイトルで検討を進めるというかたちで書かれています。しかし、これは文章を読みますと、音楽CDなどの日本への還流を止めるレコード輸入権の是非について検討してくれということですので、名前は若干変わっていますが、検討する内容はまさしく知的財産推進計画のなかに定められている事柄を検討されていると私どもとして理解しております。その点の齟齬はないのではないかと考えているところです。

また、このレコード輸入権といいますか、還流品の問題については知的財産推進計画のなかで考えてみますと、コンテンツビジネスについての事業をもっと拡大していくということが我が国の利益、ひいてはそれが消費者の利益につながるのではないかという観点が背景にあるということは事実です。

短期的には消費者の利益にならないのではないかと、もちろんそういう懸念もないわけではないんですけれども、外国にどんどん出て行って、それで業界が新しいものをどんどん創作して行って、それがまた消費者のほうに利益を還元されるということが明らかであれば、私どもとしましても大変望ましい方向だと考えているところです。

いずれにしましても、この計画のなかでは消費者等の利益の観点を含めた検討をしてくださいということですので、そういうかたちで今後十分、しかしながら迅速にそ

のへんについて検討していただくというのがこの推進計画の方向かなと考えております。そういうかたちでいろいろ話を進めていただければと思っています。

磯辺 それでは、最後に閉会の挨拶ということで、私どもの事務局長の神田からお願いします。

神田 本日は本当にありがとうございました。2時間強、あっという間に過ぎてしまったと思います。十分ではなかったと思いますが、こうした時間を持ててよかったと思います。

ただ、まだまだ日本レコード協会さんと消費者側とのコンセンサスといいたいまいしょうか、こちらの納得感はまだまだなかったように思いますし、むしろ平行線だったのかなと思っておりますが、こういった時間を持てたのはとてもよかったと思います。

再販制度の問題についても、今後も重ねてお話し合いが持てていけたらいいのではないかと考えております。きょうこの場限りにせず、せっかくこういった場を持ったわけですから、何回もこのあと継続的にこういった場が持てたらいいのではないかと思いつつ、きょうはお聞きしておりました。

ぜひ、そういったかたちで全国消団連も場を持っていきたいと思っていますので、ご協力をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。